

議員提出議案等 — 令和8年3月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第1号	三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案）	可決	3月16日
発議第2号	三次市議会規則の読点の表記を改める規則（案）	可決	3月16日
発議第3号	市長の専決処分事項の指定の一部変更（案）	可決	3月16日
発議第4号	広島県立三次高等技術専門校の存続を求める意見書（案）	可決	3月16日
発議第5号	中山間地域の持続可能な農業の確立に向けた取組を求める意見書（案）	可決	3月16日
発議第6号	中東地域における軍事行動の早期事態収拾とエネルギー供給の安定を求める意見書（案）	可決	3月16日
発議第7号	ケーブルテレビ事業の運営及び施設譲渡に関する契約条件の慎重な検討を求める決議（案）	可決	3月16日

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和8年3月16日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 掛 田 勝 彦

〃 徳 岡 真 紀

〃 月 橋 寿 文

〃 増 田 誠 宏

〃 中 原 秀 樹

〃 山 田 真 一 郎

〃 國 重 清 隆

〃 細 美 克 浩

〃 竹 田 恵

〃 片 岡 宏 文

三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案）
の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記条例（案）を次のとおり提出する。

発議第 1 号

三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案）

議員は、市民の負託を受けた代表者であり、その負託に応えるため、高い倫理観と品位を保持することが求められる。

しかしながら、議員の地位による影響力を利用したハラスメント行為は、市民及び職員等の尊厳を不当に傷つけるだけでなく、人材の喪失や行政の停滞を招き、ひいては市民福祉の向上や議会活動に支障をきたし、議会に対する社会的な信用及び信頼を失墜させるものである。

一方で、議員に対する SNS 等のソーシャルメディア上での誹謗中傷等により、議員が精神的に追い詰められ、平穏な生活を脅かされるといった事象も発生している。また、国の実態調査においても、地方議会議員及び議員になろうとする者に対するハラスメントが、公平な政治参画の機会を阻害している実態が示されている。

よって、三次市議会は、議員及び議会がその役割を十全に発揮できるよう、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）の趣旨に則り、性別を問わず誰もが立候補し、議員活動を行いやすい環境を整備する。併せて、議員及び市民が互いに人格を尊重し、相互の信頼を深めることを通じて、あらゆるハラスメントの防止及び根絶に努め、市民から信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、三次市議会における議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう

。

- (1) パワー・ハラスメント 議会，職場又は地域における優越的な関係を背景とした言動であって，議会活動，議員活動又は選挙活動（準備活動を含む。）その他の政治活動（以下「政治活動等」という。）上必要かつ相当な範囲を超え，当該言動の相手とされた者（以下「相手方」という。）に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え，人格若しくは尊厳を害し，又は政治活動等の環境が害されるもの
- (2) セクシャル・ハラスメント 政治活動等における性的な言動であって，相手方に対して不快感を与える言動又はその言動により相手方の政治活動等の環境が害されるもの
- (3) 妊娠，出産，育児，介護等に関するハラスメント 妊娠，出産，育児，介護等に関する言動又は妊娠，出産，育児，介護等に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により，相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え，又は政治活動等の環境が害されるもの
- (4) その他のハラスメント 前3号に類する相手方に対する誹謗中傷，事実と反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって，日本国憲法が保障する思想の自由，表現の自由等に配慮しても，なお，一般に許される限度を超え，身体的若しくは精神的な苦痛を与え，又は政治活動等の環境を害するもの

2 この条例において「市議会議員になろうとする者」とは，三次市議会議員選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の届出をした三次市議会議員（以下「市議会議員」という。）の候補者及び市議会議員の候補者になろうとする者をいう。

（市議会議員の責務）

第3条 市議会議員及び市議会議員になろうとする者（以下「市議会議員等」という。）は，市民の代表者としての責務を自覚するとともに，高い倫理観が求められることを念頭に，ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ，人格権その他の基本的人権を侵害する行為であることを自覚し，政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。

2 市議会議員等は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して三次市議会（以下「市議会」という。）からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

3 市議会議員は、市民全体の奉仕者としての立場を自覚し、常に、かつ、何人に対しても前2項の規定に準じた行動に努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、この条例の趣旨である政治分野における男女共同参画の推進を尊重するとともに、市議会議員等に対するハラスメントの根絶に協力するよう努めるものとする。

（啓発、研修等）

第5条 議長は、第3条及び前条に定める責務の遂行に資するためこの条例の趣旨の市民への周知及び啓発に努めるとともに、市議会において、及び市議会議員の政治活動等に関してハラスメント事案が発生することを防止し、市議会からハラスメントを根絶するため、市議会議員、市議会事務局の職員その他希望する者に対して、必要に応じて研修を実施するものとする。

2 議長は、ハラスメントに該当する事案の実態調査その他ハラスメントに関する情報の収集、整理及び分析に努め、その成果を前項の研修に活用するとともに、実態調査等の結果を踏まえた市議会による必要な取組の推進に努めるものとする。

（相談体制の整備）

第6条 議長は、市議会事務局の職員の中から指定した者を相談員として従事させるものとする。

2 市議会議員等であってハラスメントによる被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、相談員に対し、当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

3 相談員は、必要に応じて、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）を講じるとともに、警察等の機関と連携して対応するものとする。

(相談事案への対応)

第7条 前条第2項の規定による相談を受けた相談員は、当該ハラスメントに関する事実を確認するため、申立人及び申立人がハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うものとする。この場合において、相談員は、議長が認める範囲において、この項に基づく業務を他の調査に関する専門的な知識及び経験を有する者に委託し、又は他の職員に補助させることができる。

2 議長は、この条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障し、相談員、相談員の委託を受けた者及び他の職員は、当該相談事案に関する秘密を厳守するとともに、調査その他の相談に関する業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

3 第1項の規定による調査の結果、当該ハラスメントに関し市議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合において申立人が求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。

4 相談員は、受けた相談が前項の規定に該当しないときは、申立人に対し申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

5 第3項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じ、その他の者の意見を求めることができる。

6 相談員、相談員の委託を受けた者及び他の職員は、第1項から第4項までの規定に基づく業務を行うに当たっては、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に当該業務を行わなければならない。

(調査協力義務)

第8条 前条第1項の規定により相談員、相談員の委託を受けた者及び他の職員が相談事案に関する調査を行うときは、当該事案の申立人、被申立人及び調査の対象となった当該事案の関係者は、これに協力するよう努めなければならない。

(相談事案関係者の義務)

第9条 申立人及び被申立人並びに相談員は、申立人又は被申立人の利益を不当に侵害しないため、第6条第2項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談内容に関する事項を公にしてはならない。

2 前項の規定に反し、同項に規定する事項が正当な理由なく公になったときは、議長は、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び公にされた事項のうち事実と反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人又は被申立人の正当な利益を守るために必要な措置を講じるものとする。

(被害防止措置等)

第10条 議長は、相談員の報告又は意見を踏まえ、当該ハラスメントに係る市議会による対応として必要と認め、かつ可能な範囲において、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求め、又は勧告する等の被害防止措置を講じるものとする。

2 議長は、被申立人が前項の規定による勧告に応じないときその他ハラスメント被害の継続又は再発を防止するために、やむを得ないと認めるときは、相談の内容、調査結果及び同項の措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(議長職務の代行)

第11条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(取組状況の公表)

第12条 議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況、第3条及び第4条に規定する者がそれぞれその責務を果たす上で参考とすべき事例等、この条例に基づく取組の状況を随時公表するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月16日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 宍 戸 稔

〃 藤 井 憲一郎

〃 新 田 真 一

〃 増 田 誠 宏

〃 中 原 秀 樹

〃 山 田 真一郎

〃 國 重 清 隆

〃 細 美 克 浩

三次市議会規則の読点の表記を改める規則（案）の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記規則（案）を次のとおり提出する。

発議第 2 号

三次市議会規則の読点の表記を改める規則（案）

この規則の施行の際現に公布されている三次市議会規則において、読点として表記する「，」を「、」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和8年3月16日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 宍 戸 稔

〃 藤 井 憲一郎

〃 新 田 真 一

〃 増 田 誠 宏

〃 中 原 秀 樹

〃 山 田 真一郎

〃 國 重 清 隆

〃 細 美 克 浩

市長の専決処分事項の指定の一部変更（案）の提出について

地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記議案を次のとおり提出する。

発議第 3 号

市長の専決処分事項の指定の一部変更（案）

市長の専決処分事項の指定について（平成 16 年 4 月 28 日議決）の一部を次のように変更する。

第 1 号中「30 万円」を「100 万円」に改める。

附 則

この変更は、議決の日の翌日から施行する。

令和8年（2026年）3月16日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 小 田 伸 次

〃 保 実 治

〃 鈴 木 深由希

〃 横 光 春 市

〃 掛 田 勝 彦

〃 細 美 克 浩

〃 竹 田 恵

広島県立三次高等技術専門校の存続を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先
広島県知事

発議第 4 号

広島県立三次高等技術専門校の存続を求める意見書（案）

広島県立三次高等技術専門校は、広島県北地域における唯一の県立職業能力開発拠点として、長年にわたり若者や求職者、転職希望者の受け皿として技能習得と就業支援を担ってきた。特に中山間地域においては、地元で学び、地元で働くことができる環境の存在が、人口流出に抑制や地域産業の維持に極めて重要である。

しかし、広島県職業能力開発審議会は、三次高等技術専門校の廃止を検討するよう県へ答申し、県は2026年度中に存廃を判断するとしている。

仮に同校が廃止された場合、通学距離の増大や生活費の負担増により、職業訓練そのものを断念せざるを得ない人が増えることが強く懸念される。これは結果として、地域企業の人材不足を一層深刻化させ、市外や県外への人口流出や地域経済の縮小を招く要因となりかねない。

こうした状況を踏まえ、県北地域における職業能力開発拠点については、将来にわたり存続させることが不可欠であると考ええる。また、定員割れなどの課題に対しては、単に廃止や統合による対応ではなく、地域の実情や人材需要に即した訓練内容の見直し、企業連携の強化等を通じて職業能力開発拠点としての機能充実に推進すべきである。

以上の理由から、中山間地域における人材育成は、効率性のみで評価されるべきものではなく、課題となっている人口対策・雇用政策の観点からも中長期的に捉えることが必要であり、県として、次の事項について、特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 広島県立三次高等技術専門校を存続させること。

2 広島県立三次高等技術専門校の機能充実を推進すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）3月16日

三 次 市 議 会

令和8年（2026年）3月16日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 小 田 伸 次

〃 保 実 治

〃 鈴 木 深由希

〃 横 光 春 市

〃 掛 田 勝 彦

〃 細 美 克 浩

〃 竹 田 恵

中山間地域の持続可能な農業の確立に向けた取組を求める意見書（案）
の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

衆議院議長

参議院議長

発議第 5 号

中山間地域の持続可能な農業の確立に向けた取組を求める意見書（案）

我が国の農業は、高齢化・人口減少が進み、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速し、地域農業の衰退、更には、地域の存続自体が懸念されている。

特に本市のような中山間地域においては、この状況が顕著であり、鳥獣被害や生産資材価格の高騰、気候変動などの複合的な要因と相まって、主力となっている団塊の世代を中心に離農者が加速するなど大変な危機に直面している。

このような中で、農業経営基盤強化促進法の改正により、地域の農地利用の将来像を描く「人・農地プラン」を「地域計画」として法定化し、各市町村で策定が義務づけられた。本市においても、市全域を33地区に分け、アンケート調査や実地での聞き取りを行い、各地区では協議の場を設け、地域農業の将来像について協議を行い、令和7年3月に地域計画を策定したところである。

しかしながら、地域計画を策定するメリットや必要性を感じていない農業者が多く、協議の場への参加者も限られており、更に法改正から策定期限までの期間が2年間と短かったことから、地域の意見が十分に反映されていない。中山間地域の多くは、ほ場条件（急傾斜地、鳥獣被害、水利条件など）が悪いため、担い手も農地の受入れが困難な状況から、本市の地域計画では、将来の受け手が位置付けられていない農地が47.1%となっている。

また、政府は令和7年度から令和11年度までの5年間で、農業の構造転換を集中的に進める「農業構造転換集中対策期間」と位置づけ、その中で農地の大区画化を強力に推進することとしているが、農地中間管理機構関連農地整備事業には、地元負担が無いタイプがあるものの、収益性を20%以上向上させることが

要件となっており、園芸作物を導入しなければ要件を達成できない。高齢化が著しい中山間地域において、作業の省力化・効率化が求められている状況においては、水稻よりも手間がかかる園芸作物を生産することは困難であり、大半の地域では、この事業を活用できない状況である。

さらに、国庫補助事業全般において、採択のためのポイント制が導入されており、中山間地域においては、加算措置があるものの、平野部の産地等と比べポイントの取得が困難であり、活用できる補助事業は少ない状況にある。そのため、本市など中山間地域では、「国の補助制度が活用しにくい」、「活用できない」という声があがっており、国の補助制度の要件が中山間地域の現状と乖離している状況がある。

以上のことから、国においては、特に中山間地域の農業を維持するために、次の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 農業関連施策（事業）において、実態に応じたポイント制の見直しをはじめ、平野部等と事業を区別し、中山間地域の農業者にも広く活用できるよう補助事業の見直しを行うこと。
- 2 中山間地域の農地を、将来にわたり適切に維持管理することを目的に、既存のほ場整備事業の要件緩和や負担率を下げるなど、地域の実情に応じた事業の見直しを行うこと。
また、急傾斜地など条件不利地が多い中山間地域に予算を重点的に配分するとともに、畦畔除去をはじめとする事業補助金の補助率や限度額の引き上げを行うこと。
- 3 農林水産省など国主導による全国一律の制度や事業ではなく、地方分権の観点からも地方自治体へ権限と財源を移譲し、地域の実態に即した制度設計ができる仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）3月16日

三 次 市 議 会

令和8年（2026年）3月16日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 藤 岡 一 弘

〃 中 原 秀 樹

中東地域における軍事行動の早期事態収拾とエネルギー供給の安定
を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先
内閣総理大臣
外務大臣
経済産業大臣

発議第 6 号

中東地域における軍事行動の早期事態収拾とエネルギー供給の安定
を求める意見書（案）

現在、中東地域における軍事行動の拡大は、民間人を含む多くの尊い命と生活を脅かす深刻な事態を招いている。また、同地域は世界のエネルギー供給の要衝であり、情勢の緊迫化は原油価格の高騰や供給の不安定化を通じて、我が国の経済や国民生活に多大な影響を及ぼすことが強く懸念される。

本市は、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願い、2005年（平成17年）に「平和非核都市宣言」を行っている。武力による解決ではなく、対話と外交努力によって国際紛争を解決することこそが、世界の安定と人類の未来にとって不可欠である。

よって、政府におかれては、国際社会と緊密に連携し、次の事項について積極的に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 中東地域における軍事行動の拡大を阻止し、早期の事態収拾と停戦の実現に向け、外交努力を一層強化すること。
- 2 民間人の保護と人道状況の改善を図るため、国際機関等と連携した人道支援のさらなる拡充に努めること。
- 3 エネルギー供給の安定確保に向けた国際協調を推進するとともに、原油価格高騰等が国民生活や地域経済に与える影響を緩和するため、機動的かつ実効性のある対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）3月16日

三 次 市 議 会

令和8年3月16日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 徳岡 真紀

〃 増田 誠宏

ケーブルテレビ事業の運営及び施設譲渡に関する契約条件の慎重な
検討を求める決議（案）の提出について

三次市議会会議規則第14条の規定により，上記決議（案）を次のとおり提出
する。

発議第7号

ケーブルテレビ事業の運営及び施設譲渡に関する契約条件の慎重な 検討を求める決議（案）

本市は、平成15年、情報格差の解消及び地域情報基盤の整備を目的として、第三セクター方式により株式会社三次ケーブルビジョンを設立し、公設民営方式によって事業を推進してきた。同事業は、難視聴地域対策や地域情報の提供、さらには防災情報の伝達に至るまで、地域密着型の生活インフラとして市民生活を支える重要な役割を今日まで担ってきたものである。

この度、本市が保有する株式会社三次ケーブルビジョンの株式を株式会社ちゅピCOMへ売却し、経営統合を進める方針が示された。この株式売却は、本市のケーブルテレビ事業における運営形態の大きな転換点であり、将来的な施設譲渡の検討を含め、本市の地域情報基盤の在り方に関わる極めて重要な政策判断である。

よって、本市議会は、今後のケーブルテレビ事業の運営及び施設譲渡に係る検討に当たり、次の事項について十分に配慮するよう求めるものである。

記

- 1 今後、施設譲渡に向けた検討及び協議を進めるに当たり、市民に対し分かりやすく丁寧な説明に努めるとともに、その進捗状況については、議会に対し適時報告すること。
- 2 ケーブルテレビ事業がこれまで果たしてきた難視聴対策及び情報格差解消の役割を重く受け止め、サービス提供地域、利用料金及びサービス内容等において、市民サービスの低下を招くことのないよう、契約条件を慎重に検討すること。

以上、ここに決議する。

令和8年3月16日

三 次 市 議 会